

## 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託契約書（案）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項及び第6条の規定により市町村長が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）の業務に関して、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県医師会（以下「乙」という。）との間で千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託契約書に基づく委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。この場合、乙は乙の会員等で千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業への協力を承諾し、かつ、本委託契約締結についての権限を乙に委任した接種協力医師（以下「丙」という。）の代理人として契約をするものとする。

### （総則）

第1条 甲は、感染症予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図るため、甲が実施する定期予防接種の対象者のうち、別表1に掲げる者が甲の管轄区域外の医療機関において予防接種を受けることを希望する場合に、本委託契約に基づいて予防接種を実施するものとする。

### （信義誠実の義務）

第2条 甲、乙及び丙は、信義に従い、誠実に当該委託契約書に定める各条項を履行しなければならない。

### （委託業務）

第3条 甲は、別表2に掲げる予防接種に関し、丙が行うべき別表3に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の実施方法）

第4条 乙は、前条の委託業務を丙において個別接種により実施させるものとする。

2 乙は、丙の氏名、丙の所属する医療機関名・住所及び丙が実施する予防接種の種類を甲に通知するものとする。

3 丙は、予防接種法その他関係法令及び甲の予防接種実施要綱等を遵守し、委託業務を実施するものとする。

4 乙は、丙において委託業務が円滑に実施されるよう丙の指導監督に努めなければならない。

### （委託料）

第5条 甲は、第3条の委託業務に係る予防接種委託料（消費税を含む。以下同じ。）として、丙の所属する医療機関に甲が定めた額を支払うものとする。

### （委託料の請求及び支払い）

第6条 乙は、丙が実施した第3条の委託業務に係る予防接種委託料の甲への請求を、丙の所属する医療機関に行わせるものとする。

2 丙が所属する医療機関は、丙が実施した第3条の委託業務に係る予防接種委託料を甲に請求しようとするときは、当該委託業務を実施した月ごとに取りまとめ、当該実施月の翌月10日までに別紙様式による「請求書」及び「実績報告書」に「予診票」を添付（以下「請求書等」という。）して、直接甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書等を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、請求書等を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(事故に対する措置)

第7条 この委託契約に基づいて丙が実施した予防接種により事故が生じた場合は、甲が当該健康被害への対応に当たるものとし、乙及び丙は甲に協力するものとする。

2 前項の場合において、甲は、当該事故に対する救済措置を講ずるとともに、被接種者に生じた損失を補償するものとする。

3 前項の規定により甲が損失の補償を行う場合は、当該損失の発生について丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は丙に対する求償権を有しないものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙及び丙は、委託業務について知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

2 丙は、本契約による委託業務で接種希望者から提出された「予診票」をき損又は損失することのないよう、個人情報を安全かつ適正に管理しなければならない。万が一、このような状況が発生した場合には、直ちに甲及び乙に報告し、両者の指示に従わなければならない。

(委託契約の解除)

第9条 甲又は乙の事情により当該委託契約の履行が不可能となったときは、甲又は乙は当該委託契約を解除することができる。

2 委託契約を解除する場合は、甲又は乙が1ヶ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

(委託契約期間等)

第10条 この契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、この委託契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間委託契約の更新をしたものとみなす。

(補則)

第11条 この委託契約の定めない事項については、必要に応じて甲、乙および丙が誠意を持って協議し対処に当たるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

〇〇市(町村)

〇〇市(町村)長 〇〇〇〇

乙 千葉市中央区千葉港4-1

公益社団法人 千葉県医師会

会 長 〇〇〇〇

別表1 対象者

予防接種法第5条第1項及び第6条の規定による予防接種対象者のうち

- (1) かかりつけ医が住所地外の市町村にいる者
- (2) やむを得ない事情により住所地市町村で予防接種を受けることが困難な者

別表2 対象予防接種（下記のうち、接種協力医師の実施可能な予防接種）

(1) A類疾病に対する予防接種

- ア 百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（DPT-IPV）の予防接種
- イ 百日せき・ジフテリア・破傷風（DPT）の予防接種
- ウ ジフテリア・破傷風混合（DT）の予防接種
- エ 急性灰白髄炎（不活化ポリオ：IPV）の予防接種
- オ 麻しん風しん（MR）の予防接種
- カ 麻しんの予防接種
- キ 風しんの予防接種
- ク 日本脳炎の予防接種
- ケ 結核（BCG）の予防接種
- コ Hib 感染症の予防接種
- サ 小児の肺炎球菌感染症の予防接種
- シ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種
- ス 水痘の予防接種
- セ B型肝炎の予防接種
- ソ ロタウイルスの予防接種

(2) B類疾病に対する予防接種

- ア インフルエンザの予防接種
- イ 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

別表3 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託契約書第3条に定める委託業務

- (1) 接種対象者の確認
- (2) 業務を委託した市町村が交付した予診票に基づいた予診
- (3) (2)の予診票に基づいた予防接種の実施
- (4) 母子健康手帳に係る接種対象者へワクチン接種を行った時の母子健康手帳の「予防接種の記録」への必要事項の記入
- (5) 予防接種済証へのワクチン接種日の記載
- (6) その他予防接種業務を行うために必要なこと